

平成 30 年第 1 回
湖北環境衛生組合議会定例会会議録

開会

平成 30 年 2 月 1 日

閉会

湖北環境衛生組合議会

平成 30 年第 1 回湖北環境衛生組合議会
定例会会議録

平成 30 年 2 月 1 日（木曜日）午後 3 時 10 分開会

議事日程

平成 30 年 2 月 1 日（木曜日）午後 3 時 10 分開会

- 日程第 1 会期の決定
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 監査委員の選挙
 - 日程第 4 議案第 1 号ないし議案第 5 号
 - 日程第 5 議員提出議案第 1 号
 - 日程第 6 平成 30 年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査
-

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会期の決定
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 監査委員の選挙
 - 日程第 4 議案第 1 号ないし議案第 5 号
 - 日程第 5 議員提出議案第 1 号
 - 追加日程第 1 議会運営委員会委員の選任
 - 追加日程第 2 議案第 6 号
 - 日程第 6 平成 30 年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査
-

出席議員 16 名

1 番	新 田 茜 君	9 番	田 谷 文 子 君
2 番	大和田 寛 樹 君	10 番	来 栖 丈 治 君
3 番	石 橋 保 卓 君	11 番	宮 嶋 謙 君
4 番	大 槻 勝 男 君	12 番	鈴 木 俊 一 君
5 番	関 口 忠 男 君	13 番	笹 目 雄 一 君
6 番	岡 野 孝 男 君	14 番	市 村 文 男 君
7 番	高 野 要 君	15 番	篠 塚 昌 毅 君
8 番	小座野 定 信 君	16 番	荒 井 武 君

欠席議員 0 名

法 121 条により出席した者

管 理 者	今 泉 文 彦 君	会計管理者	横 田 克 明 君
副 管 理 者	島 田 穰 一 君	事務局長	飯 田 修 久 君
副 管 理 者	坪 井 透 君	庶務課長	田 辺 武 弘 君
副 管 理 者	松 隈 健 一 君	所 長	三 橋 信 一 君

職務のため出席した者

係 長 古 渡 正 好 君 | 主 事 金 子 桂 子 君

平成 30 年 2 月 1 日（木曜日）

午後 3 時 10 分開会

○議長（関口忠男君） ただいまの出席議員数は 16 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 30 年第 1 回湖北環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

始めに、先の石岡市長選挙で当選されました今泉文彦君が、組合規約第 8 条第 2 項の規定により、平成 29 年 11 月 6 日から管理者に就任されましたのでご報告いたします。今泉文彦君のご当選を心からお祝い申し上げますとともに、今後の活躍をお祈り申し上げます。

次に、平成 29 年 11 月 29 日付で、小美玉市選出の石井旭君より辞表が提出され、平成 29 年 11 月 30 日をもってこれを許可しましたのでご報告いたします。後任といたしまして、平成 29 年 12 月 20 日開催の平成 29 年第 4 回小美玉市議会定例会において、笹目雄一君が選出されましたのでご報告いたします。笹目雄一君の議席は、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、13 番であります。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者	今 泉 君	会 計 管 理 者	横 田 君
副 管 理 者	島 田 君	事 務 局 長	飯 田 君
副 管 理 者	坪 井 君	庶 務 課 長	田 辺 君
副 管 理 者	松 隈 君	所 長	三 橋 君

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第 1 会期の決定

○議長（関口忠男君） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（関口忠男君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、

14番 市村文男君 15番 篠塚昌毅君

の両名を指名いたします。

日程第3 監査委員の選挙

○議長（関口忠男君） 次に、日程第3、監査委員の選挙を行います。

本件は、監査委員1名が欠員となっているため、組合規約第10条第2項の規定に基づき、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

監査委員に、篠塚昌毅君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました篠塚昌毅君を、監査委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

篠塚昌毅君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

篠塚昌毅君からご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（篠塚昌毅君） 土浦市議会におります篠塚と申します。どうぞよろしく申し上げます。

日程第4 議案第1号ないし議案第5号

○議長（関口忠男君） 次に、日程第4、議案第1号・平成30年度湖北環境衛生組合一般会計予算、ないし議案第5号・湖北環境衛生組合自治振興助成金条例を制定することについてを一括として議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者，今泉君。

○管理者（今泉文彦君） それでは平成30年第1回湖北環境衛生組合議会定例会の開会に当りまして、議案の説明に先立ち、平成30年度の組合運営に関する所信の一端を申し述べ、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、平成17年に最新鋭の技術で作られた設備機器類を導入し、汚泥再生処理センターを建設いたしました。時の経過とともに劣化も目立ち始め、定期的な点検と整備を行いながら、施設運営を支障をきたさないよう、努めているところでございます。

また、事務執行のあり方も日々変わっているところで、その時の情勢に合わせた対応が必要であります。今回の条例改正の議案の提出は、その対応の1つで、今後においても、最新の情報に注意を払い、適切な事務処理を行う所存でございます。

さらに、健全な組合運営にあたり、地域住民の皆様の声に耳を傾け、周辺地域の生活環境の保全に向けて行動していくことも不可欠であります。平成30年度予算においては、周辺で実施しております臭気調査の回数を増やし、焼却棟の運転時間を夜間に変更するなど、臭気問題の解決に向けて柔軟な対応をしているところでございます。

最後になりますが、長年に渡り、皆様のご理解とご協力を賜りまして施設の運営が出来ましたことを、改めて感謝申し上げます。今後も信頼される組合を目指して精進して参りたいと思います。

それでは提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第1号・平成30年度湖北環境衛生組合一般会計予算について。

本件は、予算の総額を、644,173,000円といたすものでございます。前年度より15,100,000円の減（-2.3%）でございます。

歳入歳出の款別内訳として、最初に、歳入の内訳につきましてご説明申し上げます。

分担金及び負担金627,070,000円・前年度比15,091,000円の減（-2.4%）、使用料及び手数料6,837,000円・前年度比10,000円の減（-0.1%）、繰越金10,000,000円・前年度と同額でございます。諸収入266,000円・前年度比1,000円の増（0.4%）でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。議会費1,549,000円・前年度比25,000円の増（1.6%）、総務費30,011,000円・前年度比5,692,000円の増（23.4%）、衛生費410,803,000円・前年度比24,179,000円の増（6.3%）、公債費200,510,000円・前年度比42,996,000円の減（-17.7%）、予備費1,300,000円・前年度比2,000,000円の減（-60.6%）といたしました。

なお、一時借入金につきましては、借入れの最高額を昨年度と同額の20,000,000円といたしました。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書に記載のとおりでございます。

次に、議案第2号・湖北環境衛生組合監査委員条例の全部を改正する条例を制定することについて。

本件は、地方自治法の規定に基づき、毎月出納検査を実施するよう改正するものでござい

ます。

次に、議案第3号・湖北環境衛生組合情報公開条例を制定することについて。

本件は、行政情報の公開の推進を図ることによって、地方自治の本旨に即した組合運営に寄与するため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第4号・湖北環境衛生組合個人情報保護条例を制定することについて。

本件は、個人情報の適切な取り扱いと個人情報の開示や訂正方法について定めることにより、個人情報の保護を図るため新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第5号・湖北環境衛生組合自治振興助成金条例を制定することについて。

本件は、し尿処理事業に対する住民の理解と認識を深め、生活環境に係る地区自治の振興を図るために必要な助成金を交付するものでございます。

以上が、提案をいたしました議案の概要であります。十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（関口忠男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、一般質問及び議案に対する質疑を行います。

まず最初に、一般質問を行います。質問は通告の順にこれを許します。

7番、高野要君。

○7番（高野要君） はい、それでは議案が先ですか。

○議長（関口忠男君） いや、一般質問です。

○7番（高野要君） 一般質問ですね、はい分かりました。7番高野要でございます。通告に従いまして、3点ほど質問させていただきます。

まず第1点、簡単な質問でございますので、よくですね、お考えのうえ答弁いただければと、かように思うところでございます。まずですね職員による私文書の無断使用について。市民の私文書を組合職員が無断で使用したものに対して、管理者が決裁するという行為について、私はあつてはならない行為というふうに思っておりますが、今泉管理者は適正な手続きであると考えておりますか。私文書ですよ。公文書ではありません。私文書を動かしたときどうなのか。まず第1点、1点目お伺いします。

第2点目、管理者の決裁について。管理者が決裁し契約の相手方にすでに交付した契約書の取消し、または契約の解除をする場合において、しかるべき契約取消しや契約解除といった手続きを経ることなく、すでに契約の相手方が契約内容を実行しようとしていることに対して、管理者は口頭ですね、の指示だけでその契約内容の実行を中止させることが可能か、出来るのか、2点目お伺いします。

3点目、覚書と業務委託契約について。これはですね、まあ島田管理者ここにおられますけど、島田管理者はこの建物を建設する時から、まあその前からですね色々協議そういったことをしている中ですべて知りえている管理者であります。そういったことを踏まえてですね、ご

質問申し上げます。ただ、今泉市長におかれましても、27年ですか、業務委託契約の内容についても伺います。島田副管理者に覚書の見解について伺います。前横田管理者、前久保田管理者との覚書の内容について、平成18年から時系列に説明をお願いいたします。特に今色々問題になっておりますが、久保田管理者が開催した正副管理者会議において、50万円の問題ですね、バキューム車と立木剪定、このことについてどのように話し合われたのか、詳しくですねご説明願いたいと思います。2点、今泉管理者にお伺いしますが、平成27年10月に契約した業務委託契約の内容について伺います。もう1点、覚書と業務委託契約書の末尾に、「覚書、業務委託契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。」と記載されております。この文書はどのような意味をもつのか説明を求めます。

1回目終わります。

○議長（関口忠男君） 庶務課長、田辺君。

○庶務課長（田辺武弘君） 私から2点目の管理者の決裁についてお答え申し上げます。

契約の相手方に交付された契約を取り消す場合ですとか解除するには、一般的には、契約の相手方に対して契約の取消しや解除の意思表示を行いまして、意思表示を明確にするために文書をもって意思表示をすることが一般的であると考えております。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 管理者、今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 私からは1項目め、そして2項目め、さらには3項目めの2と3、これについてお答え申し上げたいと思います。

まず1項目めの職員による私文書の無断使用についてでありますけれども、これについては、一般に無断使用ということ、これはあってはならないものであるというふうに考えております。

そして2項目めでありますけれども、これは、ただいま課長が答弁したとおりであります。

さらに3項目めの2番と3番でありますけれども、これについては、まず2点目ですけれども、平成27年10月に契約した業務委託契約の内容についてですけれども、対策委員会委員長に交代があったこと、また平成23年4月1日の覚書の名前を業務委託としたもの、その2点であります。3番目でありますけれども、契約時、契約書において前段までの条項に定めていない事項がある場合に、双方協議して決定するというふうに認識しております。

以上であります。

○議長（関口忠男君） 副管理者、島田君。

○副管理者（島田穰一君） ご苦勞様でございます。それでは、私の方から3項目めの1点目の、前横田管理者、前久保田管理者との覚書の内容についてお答えをいたします。

私は、平成18年の3月28日に当組合の副管理者に就任しておりますので、就任以降について時系列に説明をいたします。平成18年の6月7日に自然林広場の管理に関する覚書を取り交わ

しておりますが、これ以前に、柏山浄化プラント対策委員会の方々と当組合の職員において、覚書の内容や、自然林広場の維持管理委託の金額などについて何度か協議を行い、覚書を取り交わすに至ったとの報告を受けているところでございます。それから、平成20年10月に正副管理者会議が開かれました。この中では、バキューム車のアルミ板架装については、多額の費用がかかると聞いておりますし、その後、何度か、柏山浄化プラント対策委員会の方々と当組合の職員において協議が重ねられ、そして平成21年5月の補正予算に、バキューム車試験架装交付金ということで481万円を計上したという経緯がございます。しかし、その年の9月に、石岡クリーンセンター利用者連絡協議会より、事業者においてアルミ板架装の費用負担をすることは非常に難しいとの申し出がございました。その後、柏山浄化プラント対策委員会の方々と当組合の職員において協議が重ねられ、これまでの自然林広場の管理に関する覚書が締結され、その中で、これまでの110万円に加えて、10年間は50万円の増額をして160万円とする覚書が平成23年4月1日に締結されたと報告を受けております。

なにぶん、数年前の話でございまして、事務局に残された記録などによりお話しをさせていただいたわけでありますので、正確な日時でないところがあればご容赦願いたいと思います。以上です。

○議長（関口忠男君） 7番，高野要君。

○7番（高野要君） 私もねいつも感情的になってここで怒ったり叱ったりしてるわけでございますけども、まあ今日はですね、まあしっかりと冷静に質問しようと思ひましてね、この場に立たせていただいております。そして今このような形で質問した時に、島田管理者さんからは本当にね事実をきちっと語っていただけました。今泉市長もですね、今泉管理者も悪びれることなく一般論で語っていただきました。私はですね、なぜこのようなことを今日までの長い間、町内の方々と一緒にここで頭キチガイのようになってやっています、それは何故かといいますと、お金が欲しいわけではない。50万円やるから、30万円やるから、今時そんなもんで喜ぶ、ハッキリ言いますけど馬鹿はいない。そういった中で、やはりですね、今私は本当にね、今島田管理者これほどの答弁してくれるとは思わなかったですよ。ですから今までは詰めて詰めてということで思ったんですが、まあ今回はもう町内の人も疲れてきてますし、50万というお金が出てきて、こんなもの相手にしてても仕方ないなど、いうなね諦めの気持ちもあったもんですから、冷静な形で聞いてみようと思ひましてね、伺っているところでございます。まあ議員の皆さん各位もですね、今のお話聞きまして、どこにですね金のずるさがあったり、そういったことがあったのかよく理解できたかと思ひます。逆に皆さん不可思議なところがあれば、島田管理者さんの所でね聞いてみると、地元とこの組合がどのようなね形の中で、50年生きてきたかということが分かるかと思ひます。何にも知らないでここへ来て、何が悪い、カニが悪い、そういったことでは地域とのコミュニケーションどころか、これからも上手くいくはずがない。1億円機械を、費用をかけて直すとかそんなことを言

っておりますけども、直す必要はない。今泉管理者、新しい土地を探したほうがいいんじゃないですか。あなたに報う地域の人はいませんよ。一定の人しか。50万だれが欲しいと言いました。それよりもね、今のね島田管理者のようにしっかりと誠意をもって事実を語ってくださいよ。そういうことでございますので、議員各位の方もね、今のお言葉十分に受け止めていただきたい。

それでは2回目の質問いたします。この私文書の無断使用について、これ今違法であるというような答弁申し上げましたけどね、再度ね、本当に今の答弁で間違いはないですか、お伺いします。あれ、これ全部一緒でしたっけ。ずっとやんなくちゃダメなんだよね。

○議長（関口忠男君） 一括です。

○7番（高野要君） はいはい。じゃあね、管理者の決裁についてこれ2回目質問します。そうしますと、口頭で言った行為は、手続き上これは間違った行為としていいんですね。そうすると管理者が柏山浄化プラント対策委員会に対し、問題としてきた草刈りの中止、文書出ましたか。決裁の幾日後ですか。職員は文書を持って来ましたか。あなただけは許されるんですか。法的根拠をお示し答弁願います。

覚書と業務委託契約ですね。島田管理者にはですね、本当にあのずっとね我々が思ってきたとも言えなかったことをね、そういったことをきちっとこういうことがあったんだということを述べていただきまして、誠にありがとうございます。まあ傍聴者もね大変喜んでいてと思います。再度ですねそのような答弁いただいた後大変恐縮ですが、この契約でですね、そこまでの答弁いただきましたので、何が問題でですね、業務委託、この草刈りをやめさせる、金は払わない、しているのか。今の答弁を聞いていると分からないんですよ。何にも地元の人悪いことやってない。よく皆さん考えてくださいね。草刈りを一生懸命やった。労働の対価です。お金にしてもですね、不透明だとか色々言ってますけど、何年ですか、前々局長の時にですね笹目さんという人がいました。その人の答弁で、今泉管理者もいましたけど、「私たちの所から出たお金は一切私たちには関係なく、管理するものではない」、答弁してるんです。ですからそのお金が出た先、それを今泉管理者に詮索される理由はない。その地域の人たちが、あいつは悪いんだ、んじゃあ訴えちゃえとか地域がやればいいんです。地域から告発、訴訟で1つの法律の問題として上がってきた時に、あなたはこういったことが出来るわけです。法律で、まだそういった告発も何も受けてない、そういったものに対して、良い悪いの判断あなた出来る立場にありますか。あなたは司法の人間ではないんですよ。私はそこが言いたいんです。お金はいいですよ。地域で皆さんで使ってください。あなたの給料、もらったやつ、もらって使った給料、後で役所へ報告してますか。払った先はね、その地域の人しか騒ぐことは出来ないんです。ですから地域のね、あなたの友人か誰か知れないが、あいつら悪いんだと言っても証拠がないでしょ。法律的にその人たちが逮捕されたとか何だと、そういうことであれば出来ますよ。しかしながら、それを「だろう」であなたやってるんですよ。

それですね、この契約ですね、何が問題で業務委託、草刈りを止めようとしているのかね、これ島田管理者において、これについて法的根拠、管理者ですから一緒にやってるんでしょから、法的根拠。それで今日は傍聴者もですね、まあ今裁判にもなってます。そういった形の中できちっとした見解を聞きたい、いうことで来ているもんですから、もう長い間住民を、50年も世話になった迷惑施設で、管理者のね身勝手な行動で住民を苦しめてます。そしてまた50万なんていうお金でね振り回され、またみんなが苦しむ。この見解、どこが悪いからここまでこういうふうに来たんだよ、いうのをね示してください。今やってること簡単です。今やってることはこういうことなんだよ。だけど規約ではこのようなことは出来ませんよ、法律上。その辺のところの見解をお伺いします。

まあそして最後になりますが、これ今泉管理者ですね、柏山浄化プラント対策委員会との覚書にですか、ついて伺います。規約を提出していないことが問題として草刈りは中止させなさい、契約を解除しろと、まあ弁護士さんまで使ってやっております。今答弁でね、「前段までの条項に定められていない事項がある場合に双方協議して」と謳ってありますね。これ協議はしたんですか。よく冷静に考えると、規約は出しなさい、規約がないとダメなんです。だけど末尾にある条文、協議の上でいうところで、ひとつも協議はないんです。大勢の方と協議してくれとこちらから申し入れました。1人ならやります。役員ならやります。協議しておりますか。この協議についてね、これは契約、覚書ですから、委託契約についてあなたが契約しているんですから。協議これしたのかどうかお伺いします。まああの、今ね答弁先程なされましたけど、その答弁、皆さんも大変苦しんでますので、口から出したことをね忘れないで、きちっと胸に入れてね考えていただければと思います。協議いつしましたか。協議はどちらで求めるんですか。今までハッキリね私も聞いてきました。すべてここの、ここの運営をしてきたのは職員です。ですから職員の指示に従って全部やってきた。覚書でもそうでしょう。日報と何ですか、写真があればお金払います。それで13年間きた。そして今泉市長になったらダメだ。ダメだと言うんだったら、あなたは管理者ですよ、指導する立場に立ったらいいでしょう。どうですか。これは、こういったことよそでもあると思うんですが、これはあれですか、町内の区長さんとかなんかが、主になって事務処理するんですか。債務負担行為、農家のお父さんが債務負担行為、言葉すら知らないですよ。随意契約、農家の人に随意契約教えましたか。何も知らないんですよ。ですから行政がきちっと先になってやっていかなければこのような問題が出来る、起きる。それでこのような問題が起きた時には、人に被せるなっつうの。自分たちの問題、自分たちのミスは自分たちできちっと責任を持つべきです。もう草刈りのお金、今裁判してますけども、1年分全然払っておりません。お金の問題じゃないんです。みんなは何を言ってるかっちゅうとね、今、先程話ありましたけど、車の架装の問題でも何でもそうでしょ。みんな地元が折れて話がついてんじゃないですか。今までの横田さん、久保田さん。皆さんと話しして、協議して、車の架装にしても1億も2億もかかるから、

こういう仕事を頼むから何とかしてくれ。そうすると政治的決着だとかね。もう少しね今泉管理者、きちっとリーダーシップ取りなさいよ。ダメです、市民に対しては公平な目で臨まない。皆さん本当に今泉管理者には期待しているんです。期待に応えてくださいよ。それではね、今泉管理者には会議、協議ですね、双方協議ということ为先程申しておりますので、このような問題の中で自分は協議をして、きちっとしたルール通りに進めてきたのかお伺いします。

以上で一般質問終わります。

○議長（関口忠男君） 管理者、今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 高野議員から質問をいただきましたけども、まず1番目の私文書の無断使用ということでありましてけれども、これについてはあってはならないものであるということ、先程お答えしたとおりです。

〔荒井武君退席・出席議員15名〕

○管理者（今泉文彦君） それから2番目の、口頭で中止が出来るかということ、これについても、意思表示は明確にするため文書をもって行うわけでありましてけれども、その前段として一般的には解除の意思表示を行った上で、まあこれ口頭取引なんですけども、文書が正式なものであるということでありまして。

それから3番目、法的根拠ということでありましてけれども、これについては今係争中の案件でありますので、大変申し訳ありませんが答弁は差し控えさせていただきます。

それから協議を行ってきたのかということでありましてけれども、これについても今係争中の案件でありますので、大変申し訳ありませんけれども。

〔「係争中とは関係ないだろう」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） 答弁は差し控えさせていただきます。

〔「金銭問題じゃないんだから」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） 以上です。

○議長（関口忠男君） 副管理者、島田君。

○副管理者（島田穰一君） それでは高野議員さんの2回目の質問にお答えをさせていただきますが、先程私の方から説明したのと似たようなことをございまして、契約が何問題で草刈り代の支払いをしないのか、法的根拠を求められているわけでありまして、草刈りやられた皆さん方には大変ご迷惑をかけ申し訳ございません。お詫び申し上げたいと思います。ただいま管理者の方に挨拶、説明ありましたように、今係争中のございまして、答弁は差し控えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（関口忠男君） 以上で通告による質問は終了いたしましたので、これをもって一般

質問を終結いたします。

次に議案に対する質疑を行います。質疑は通告の順にこれを許します。

初めに、3番、石橋保卓君。

○3番（石橋保卓君） はい、3番石橋保卓です。私の方からは、議案第5号湖北環境衛生組合自治振興助成金条例を制定することについて議題としまして、2項目ほどお尋ねをして参りたいと思います。

まず1項目めといたしまして、この自治振興助成金の意義についてということで、まあ今回この時期に助成金条例が提案をされてきたわけですが、まあそのどのような目的で、どのような効果を期待をして今回提案をされてきたのか、それをお伺いをいたします。

次に2項目めといたしまして、助成金の申請から交付までの手続きについてということで、施行規則（案）を含めた一連の手続きについての詳細なご説明とですね、疑義についてお伺いをしたいと思います。特に返還を命ずる際の手続きについてということでお伺いをするわけですが、この部分につきましては、石岡の方で空店舗の補助金の部分で、一度補助金の交付を受けた後にですね、そもそもがその補助金の目的にはそぐわないというようなことで、返還をする、しないの状況が生じております。この時の一連の手続きの中で、市の方で取った対応としましては、「返還のお願い」というような文書を取ったわけです。しかしながら、その「返還のお願い」という手続きそのものが補助金の交付要綱には謳われてなかったと。補助金の取消し、その後の補助金の返還命令、まあそういうものが要綱の中で謳われておったわけですが、それらの手続きを経ることなく「返還のお願い」というような文書が発せられたわけです。まあそういったところ、特にこの助成金条例をもってですね、そういった最初からそういう作為的な申請をするということはありませんというふうに思っておりますが、そのありえないことが石岡の方では起こってしまったものですから、そういったところを事前に未然に防ぐ意味でも、手続きの部分についてはもう少し厳密に様式等、例えば助成金の取消し、助成金の返還を命令、まあそういった部分についても条例施行規則の方できっちりと謳っておいた方がよいのではないかなということをお伺いをするわけです。さらに助成金の計画の変更承認という項目が条例施行規則の中で謳われておりますが、この中で事業計画の変更、それに対します承認、こういった部分も様式というのも定められておりません。まあそういったところを、どういうふうにお考えでいらっしゃるのかお伺いをいたしまして、1回目提案を終わります。

○議長（関口忠男君） 庶務課長、田辺君。

○庶務課長（田辺武弘君） 1点目の自治振興助成金の意義についてまずお答えいたします。この自治振興助成金は、し尿処理事業に対する住民の理解と認識を深め、生活環境に係る地区自治の振興を図ることを目的としております。また、助成金の効果につきましては、当該し尿処理施設の運営に係る地区住民の皆様方の理解と認識を深めることによりまして、地区

自治の振興に寄与できるような効果を期待するものでございます。

2点目の申請から交付までの一連の手続きについてお答えいたします。まず、地区の区長さんから、地区自治の振興に関する事業計画書や収支予算書などの助成金交付申請書を当組合にご提出いただきます。提出後は、対象経費や対象外経費など、事業目的に適合するものであるかどうかなどの精査を行いまして、管理者決裁後、助成金の適否を決定し、交付決定通知を送付いたします。助成金の請求は、事業完了後もしくは特に必要があると認める時は、事業完了前に請求できます。事業完了後は、収支決算書、事業実施内訳書、助成対象経費に係る領収書の写しなどを添付していただきまして、助成事業実績報告書を当組合に提出していただくという手続きの流れになります。次に疑義が生じた場合にはでございますけれども、組合職員によりまして是正措置や立ち入り検査が出来るように定めてございます。また、返還につきましては、当該条例に定める義務に違反した時や、交付決定に瑕疵がある場合、偽り又は不正の手段により助成金の交付を受けた時や助成金の交付が不適切と認められる事情がある場合には、組合職員により確認や検査を実施した上、交付決定の取消しや返還を命じたいと考えてございます。また、ただいま石橋議員さんから取消しの様式、それから返還の様式、変更申請の様式などについてのご指摘がございました。この点につきましては、条例の施行は平成30年4月1日を予定してございます。ご指摘のございました様式につきましては、管理者決裁となる施行規則の中で定めることとなりますので、施行日までに十分調整して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 3番、石橋保卓君。

○3番（石橋保卓君） 私はこの助成金条例を否定するものでもなく、まあ本来であればこの施設が出来た時にですね、もうすでにそういう条例が制定されているべきであったというふうな考え方になっているわけですが。まあそういうふうなことでまあ、いわゆる地元に対する、俗っぽい言い方をしますとまあ迷惑料と、まあそういうふうな捉え方を私はするわけですが、まあそういうところ地元の皆さん方ですね、十分協議を重ねながら、今回のこの助成金条例をですね、的確に運用されるようお願いをするものであります。それから、申請から交付、実績報告までの手続きにつきましては、今担当者の方からご説明がありましたように、まあそういった部分をきっちりと、まあこの場では、今回のこの助成金を交付を受ける地域では本当に失礼な話になってしまうかなと思うんですけども、そういうことはありえないとは思っています。ありえないとは思いますが、万が一を考えてそういった部分も漏れなく整備をしておく、厳格な交付までの行為を行う、そういうことをお願いをしたいと思っております。そのお願いをもって私の質問は終了をさせていただきます。

○議長（関口忠男君） 次に、7番、高野要君。

○7番（高野要君） 7番高野要でございます。議案第1号ですか、5号について質問申し上げます。

す。

平成30年度湖北環境衛生組合一般会計予算11ページですね、の13場内清掃業務委託料、委託方法、積算根拠についてお伺いいたします。それとですね、11ページ15法面等の整備事業、この件につきましても事業の目的、事業内容についてお伺いいたします。これは、議長よろしいですか。これはあれですか、議案質疑は1個ずつで。

○議長（関口忠男君） 1つずつです。

○7番（高野要君） 1つで。はい、よろしく申し上げます。

○議長（関口忠男君） 庶務課長、田辺君。

○庶務課長（田辺武弘君） まず1点目の場内清掃業務委託についてお答えいたします。この場内清掃業務委託の内容でございますけれども、これは当施設の敷地内及び自然林広場内の草刈り業務を委託するものでございます。委託方法については、当組合に指名参加願いが出されている業者を対象としまして、指名競争入札で行う予定で考えてございます。積算根拠については、区域内の事業者から見積りを取りまして、それをもとに積算してございます。委託料は150万円を予算計上してございます。

次に2点目の法面等整備工事についてお答えいたします。まず、当工事の場所でございますけれども、当組合の建物と自然林広場との間にある急斜面となっている法面の箇所でございます。この場所は、場内清掃業務委託の対象箇所となっているところでございますが、斜面の角度が急こう配となっているため、危険を伴うものと考えられることから、モルタル吹き付けを行う工事を実施したいと考えてございます。なお、安全対策としてネットフェンスを設置したいと考えてございます。以上でございます。

○議長（関口忠男君） 7番、高野要君。

○7番（高野要君） それでは2回目、質問いたします。

そうしますとですね、現在まで随意契約で地元とやってきたわけでございます。まあ150万、160万ですか。そうするとですね、これからは一般競争入札ですか、150万以上になりますよね。そうすると随意契約はちょっと難しくなるかと思しますので、一般競争入札と考えてよろしいのかですね、1点。

2点ですね、地元の柏山プラント対策委員会との覚書については、この随意契約が、今までの随意契約च्छゅうか、契約が為されなく、一般競争となった場合ですね、この覚書については失効、もう無くなったと、無くしたと、一方的にね。そのように考えてよいのか、それ2点目。

3点目ですが、覚書が失効したと考えるのであれば、先程言いましたけれども、地元の協議はいつなされたのか。何時でしたのかお伺いいたします。

4番、知人の、私も弁護士ね、石岡市ばかりじゃなく私も弁護士抱えております。そういったわけでね、通常の契約と同等の法的根拠があると、私は弁護士から確認して参りました。

そうすると、一方的な解除は今泉市長は出来るとしておりますけども、一般的な解除は私は出来ないものであると確信しております。でそういう中で草刈り業務を入札で行うことは、地元の覚書、自ら自分でですね、今泉市長が契約した委託契約書の中には、160万円を払います、しかしこれは枝打ち等々は10年の契約とありますから、10年の後はまた110万に返して払いますというようなね、契約をしております。まあ地元とのですね、その自ら契約したものがですね、無にしたということに私はなるのかなと。これは法律には抵触しませんか。出来ればですね、また再度何度も申しますが、法的な解釈ですね、今泉解釈じゃなくて、法律的に。その解釈を添えてですねお示しいただきたいと思います。

で5点目。契約はですね、双方が合意のもとで締結されるものと認識しております。一方的な契約というのは私はありえない、いうふうに思っております。したがって解除も、契約が一方的に出来ないんですから、解除も一方的に出来ないわけでありまして。そこでお伺いいたします。管理者の都合で一方的に解除出来るのか。明快な答弁をお願いいたします。

それからですね、法面、15ですか、法面の整備について。これまで一緒にいいんですね。でこの件につきましてはね、概ね分かりました。私も草刈り手伝いに来たことありまして、非常にね皆さんでロープで縛ってね、草刈りをやるような状況でございましたので、このようなことになることはいいことだなというふうには思っております。しかしながらここです、草刈りの、いいんですよね、1問1答。

○議長（関口忠男君） いや、あの、高野議員。

○7番（高野要君） 草刈りのとこまでいいんでしょ。

○議長（関口忠男君） 高野議員、あの、1回目の同じ質問ならいいんですけど。

○7番（高野要君） ええ。

○議長（関口忠男君） 2回目に質問が増えちゃってるんですよ。

○7番（高野要君） いや法面のことですよ。

○議長（関口忠男君） いやいや。最初の場内清掃業務委託も。最初委託方法と積算根拠について指摘してるのに。

○7番（高野要君） ええ。

○議長（関口忠男君） 増えてるんですよ。

○7番（高野要君） ええ。じゃあ関連でお願いします。

○議長（関口忠男君） ですから、あの。

○7番（高野要君） 1つの、全然外れたものではないですし、的から。じゃあそのへんのとこきちっとですね、ここがダメだということをじゃあ、会議規則か何かをもって説明してください。

○議長（関口忠男君） はい。

○7番（高野要君） 私もあの、色々ね調べた中で質問してますんで。

- 議長（関口忠男君） 次に入ってください。続けて質問の。ですから、増えた分については答えられないということで、私は考えてますので。
- 7番（高野要君） 答えられないというのは、議長の判断ですか。
- 議長（関口忠男君） はい、そうです。
- 7番（高野要君） え。
- 議長（関口忠男君） はい。
- 7番（高野要君） 質問された側が、私はこれが。
- 議長（関口忠男君） いや、1回目と2回目で増えてる分については。
- 7番（高野要君） ええ。
- 議長（関口忠男君） 通告外なんで、質問には入らないというわけで。
- 7番（高野要君） よく分からないので説明してください。
- 議長（関口忠男君） お願いします。
- 7番（高野要君） 説明してください。
- 議長（関口忠男君） 次の法面の方に入ってください。
- 7番（高野要君） 説明してください。説明受けずに納得するわけにはいきませんので。
- 議長（関口忠男君） 今もう質問しないということですか。
- 7番（高野要君） いや、質問しますよ。質問を。
- 議長（関口忠男君） だから質問に入ってください。
- 7番（高野要君） だったら最初から全部終わるまで質問させてくださいよ。答弁じゃないでしょ。答弁は答弁でこれは出来ないと言えればいいんですよ。
- 議長（関口忠男君） だから2回目の。
- 7番（高野要君） それを質問中に。
- 議長（関口忠男君） 2回目の質問をしてください。
- 7番（高野要君） 答弁は答弁で。
- 議長（関口忠男君） 2回目の質問をしてください。
- 7番（高野要君） 2回目の質問っていうのは何なんですか。
- 議長（関口忠男君） 1回目の。
- 7番（高野要君） ちょっと休憩して。
- 議長（関口忠男君） いや。
- 7番（高野要君） 説明してくださいよ、分かんないから。
- 議長（関口忠男君） 1回質問したことに対して。
- 7番（高野要君） 私議員として一生懸命やってるんで、だからきちっと説明してくださいよ。
- 議長（関口忠男君） 1回質問したことの再質問ですから、あくまでも。

○7番（高野要君） どれがですか。どれが再質問になりますか。再質問とはなんですか。質問というのはそういうものでしょう。

○議長（関口忠男君） だから最初質問した時に2項目だったのに。

○7番（高野要君） ええ。

○議長（関口忠男君） 4項目になるってのは、質問回数が増えてるでしょ。内容、質問が。それを指摘したんですよ。

○7番（高野要君） 項目が増えていると言っても。

○議長（関口忠男君） ええ。

○7番（高野要君） 中身を細分化した時には、1だから1でずっといくわけじゃないでしょう。石岡の市議会でもそうでしょう。私も議長長いことやってますけど、こういう質問してきますよ。これは石岡のね議会に準ずるですよ。

○議長（関口忠男君） 暫時休憩いたします。

午後4時7分休憩

午後4時10分再開

○議長（関口忠男君） 会議を開きます。7番，高野要君。

○7番（高野要君） ダメな部分については除外してください。また次の議会にですね、質問するとともに、必要時ですね公開質問状でも出したいと思っておりますので。まあ法面のところでですね、これは本当にいい事業であると思っております。もう長い間ね皆さんが困ってやってきました。そういったことで私がですね、ちょっとこれは何も言うことはないんですが、やはり、以前にね子供さんがあそこから落ちそうになりましてね、今トラロープ張ってます。あれは私が個人的にね危険だと思って張ったんですが、やはり今度コンクリートになった時にですね、やはりあの、そこから落ちたら今度間違いなし下まで落ちます。そういったことを考えて、安易にネットフェンスというようなね、話があったもんですから、ネットフェンスということになると子供さんたち登っちゃうのかなど。ですからやっぱり安全対策、草刈りをする人の安全対策だけでも、一応公園として人が来るわけですから、そういった安全対策もきちっとすべきじゃないかなというのが私の見解でございまして、まあ1,000万かかるということでございましてね。まあひと昔やられるというような金額でございましてね、まあ草が出なくてきれいになるのはいいでしょう。そういったことです。これはこれで決まりつけるんですよ。答弁いただけるんですよ。はい。あの出来ないところは結構ですから。あと公開質問状で出しますのでよろしく願います。

○議長（関口忠男君） 庶務課長，田辺君。

○庶務課長（田辺武弘君） まず1点目の場内清掃業務委託の委託方法でございましてけれども、

当組合に指名参加願いが出されている業者を対象といたしまして、指名競争入札で行う予定で考えてございます。

それから6点目の、法面の工事でございますけれども。

〔都合の悪いことは答弁もしねのかよ〕と呼ぶ者あり〕

○庶務課長（田辺武弘君） 安全対策につきましては、十分配慮して参りたいと考えてございます。

〔恥を知れ〕と呼ぶ者あり〕

○庶務課長（田辺武弘君） 以上でございます。

○議長（関口忠男君） 管理者、今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 2点目ですけれども、覚書のことですけれども、これについて先程申し上げましたとおり係争中の事案でありますので、答弁は大変申し訳ありませんけれども、差し控えさせていただきます。

それから安全対策のことですけれども、法面の、これについては十分子供たちが遊んで危なくないように、安全には十分配慮して対策をして参りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（関口忠男君） 7番、高野要君。

○7番（高野要君） 議案第5号、湖北環境衛生組合自治振興助成金の条例の制定についてですね質問を申し上げます。1回目ですねこの事業の目的ですね、先ほど石橋さんから、石橋議員からもあったかもしれませんが、事業の目的は何かですね、事業の内容について伺います。それとプラント建設の時、環境整備費として助成金がですね、多くの助成金が支払われております。まあ地域の人たちは1度もらっているから、もうそういったお金はいらないよと言っている方が大半でございますけれども、私はこの二重払い、まあ血税でございますんで、そういったものは安易にですねバラマキやっついていいのかということもありますので、それのところちょっとご答弁いただきたい。

あとですね、まあこの助成金、今あとの問題とかそういったこともありましたけれども、これあの各地区の区長にということでは言ってるんですが、これは区長さんにやるのか、地区にやるのか。地区にやるとすれば、私は地区の総意が必要なのか、だからその辺のところですね、俺はいらないよという人が地区の中でいた時に、いや区長がくれって言ってるからやっぺよと。じゃあその金の使われ方がすべて万民に使われればいいですけど、一部の人に使われた場合、それは公平・公正な助成金になるのか、その辺のところの対応をですねお伺いいたします。

1回目終わります。

〔小座野定信君退席・出席議員14名〕

○議長（関口忠男君） 庶務課長，田辺君。

○庶務課長（田辺武弘君） この助成金の目的でございますけれども，し尿処理事業に対する住民の理解と認識を深め，生活環境に係る地区自治の振興を図るために必要な助成金を交付することを目的としてございます。また，助成金の二重払いについてのご質問でございますけれども，建設当時の環境整備費に対しまして，今回の助成金につきましては，自治振興のための助成金として考えてございますので，二重払いにはならないものと考えてございます。

以上でございます。

〔「はい4番今」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 事務局長，飯田君。

○事務局長（飯田修久君） 私から最後になりましたが，各地区においての全員の賛同が受けることが出来ない時の助成はどうなるのか，ということにお答えしたいと思います。当組合といたしましては，助成金を支出する場合は，まあ行政法上，市民から疑義が生じないように，また各構成市からの負担金でもありますので，議会に対しても説明が果たせるようにすることが必要であると考えております。助成金については，地区からの申請により地区全体に対しての助成金でありますので，地区住民の総意が不可欠ではないかと考えております。そのようなことがありましたらば，助成が受けられるよう地区内で協議を重ねるなどご努力いただき，地区の総意をもって申請していただきまして，交付したいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 7番，高野要君。

○7番（高野要君） 2回目，質問をさせていただきます。まああの1番大事なことはね，その総意とか同意とか合意とかってありますけども，そういったものを明確にしておかないと，やはりあとゴタゴタする素だと思っんですね。ですからあまりにもね，我々も私も見えてびっくりしてるんですけど。5,000万円も出すっていうからね。そしたらいやよく聞いてみたら50万だってんで。またこれもびっくりなんですけど。まあその辺のところね，局長ね，きちっとね精査してください。結局じゃあ一部の人でもお金もらえるのか，と言えばこの地区の団体とか色々あります。正直言いますとここにも皆さん土地を持っている，この水田ね，全部ここ持ってる耕作組合っていうのあります。しかしながらその耕作組合には1円の金も，前は補助金を請求したんですが，3集落には出ましたが，この地域に対しては，耕作組合には一銭も出ておりません。今回も耕作組合の中で，機場，ポンプの修理を昨年ですかお願いしたところ，今泉市長から断られております。そういった中でこの地域密接したところをね反故にしておいて，生活環境にはお金を出します，そういったことでは非常にね偏ったものである。ですからここで区長区長と言っておりますけど，そこには耕作組合もあれば色々な団体があります。そういった人たちが皆さんでですね，そういったものの助成を受けられるような，そういっ

たことをしてくれるのがね本来の助成であるのかなと、いうふうに思います。生活環境と言いましたけど、生活はですね、このし尿処理場、ここの団体でこの組合で見てもらわなくても、今泉さん市長がしっかりしていれば石岡市で見てもらえるんです。分かりますか、生活環境とかというものは石岡市で見てもらわなければならないんです。組合の人にねだるものではない。地域で言ってます。組合からしっかり迷惑料、一般整備費もらっているのだからこれ以上いらない。今泉さんのもとでそういった補助金を受けた時に、後のほうが怖い皆さんそう言ってます。知ってます。これが本音です。まあ一生懸命ねお金を工面したんでしょうから、皆さんによく使ってもらうのはいいでしょう。

それではまだ時間ありますので2回目質問します。この交付対象事業は、生活環境に関わる地区自治の振興を図るために必要な事業である、ダメなことは言ってくださいね、そうしておりますが、3地区内のどの地区が何をするためにいくら欲しいというような計画書は出ていると思いますので、町内名と事業は何をしたいのかご説明願います。これはですね、何にもないところにね、降ってわいたかのようにお前らに金やるぞと、これは明らかにバラマキでありますので。この辺のどこ、何もなかったのかあったのかきちっとしていただきたい。まあ対象経費、対象外経費というのはね、まだおそらくこのようなことですから局長も精査してないんでしょう、ですからこれはいいです。交付対象事業は生活環境に係わる地区自治の振興を図るために必要な事業とありますが、その事業はなぜ必要なのかお伺いしたい。地区自治の振興を図るために必要な事業です。生活環境の中でこの事業というのは何なのか見えません。ちょっと教えてください。助成金の二重払いについてはですね、交付する側がね先程の答弁で、これは迷惑料ではないとね言っておりますのでそうでしょう。これからはその自治振興助成金これをですね、まあどのような形でいくら出すのか私には見えませんが、そこでですね、これをどんどん出してくと、金額もぼやかしてくように私は感じてるんですが、この自治振興助成金というのはね、組合はここばかりじゃないと思うんですね。ゴミもあれば斎場もありますけども。これは3か所一律で始まった行為ですか、お伺いします。もしここだけで始まったとしたら、その理由を私にお聞かせいただきたい。ここで誰も要望していない、要望した人がいるのかもしれませんが、ここだけで始まったとしたら、これはまた大きな組合としての問題であると思います。

それですね最後になりますけど、事業の目的はし尿処理場に対して住民の理解と認識を深めるとありますが、これだけ冷え切った中で何をどうやって深めるんですか。自分ですること分かるんですか。規約1枚でこれにこんなことやってるんですよ。住民の理解と認識を深める、処理場の認識なんて誰ももう深まんないですよ。皆さん出てってもらいたいのが第一。先程も言いましたが、小美玉・かすみがうら市、前そういった他の糞、そんなものを犠牲に我々になる必要はない。たらい回しで八郷へ持っていき、どこへ持っていき、プラント持ち歩きだつたらいいでしょう。半世紀もここでやってんですわ。それでそれをわずか100万

か150万のお金，債務負担行為，あなたのミス。随契，あなたのミス。契約書，規約の要求などない。中に何もなし。協議，協議はしない。全部あなたの責任じゃないですか。んじゃねえ，どうしてもねこの住民との理解と認識を深めなくちゃいけない思ってるんでしょから，どのようにしてお金50万で深めていくのか。焼き芋でも買うんですか。この辺のとこ管理者ね，自分でやってきたことを考えて，1回やっただったらいい。今自分で言ったでしょ係争中って。地元で裁判までやってるんですよ。少し子供じゃなくて大人の考え持ったらどうですか。私はそこが悔しいですよ。目先なんかごまかしたって長くは続かない。住民の理解と認識を深めるため私がやってることは，こういうことやってっけど実は違うんですよと，皆さんのためにやってるんですよっていうことをですねよくご説明願います。これで私の質問終わります。

[小座野定信君着席・出席議員15名]

○議長（関口忠男君） 庶務課長，田辺君。

○庶務課長（田辺武弘君） 地区の要望でございますけれども，要望の方は伺ってございますが，本条例が成立後，地区活動における計画書をご提出いただきまして，十分精査して参りたいと考えてございます。

○議長（関口忠男君） 管理者，今泉君。

○管理者（今泉文彦君） まずこの条例の目的でありますけれども，地区自治の振興を図るという内容で，これについてはこれまでそれぞれの地区が，ここで言うと3地区でありますけれども，3地区がこれまで築いてきた自治活動，そういったものを応援していくためのものであります。それから。

[「そんなものいらねえってよ」と呼ぶ者あり]

○管理者（今泉文彦君） 地区自治の事業は，これまでやってきたことでありますけれども，それらをいわゆるコミュニティ事業それらを対象に支援していく。そのことによって生活環境に潤いとか暮らしやすさとか，そういったものが加わってくるということを支援するために事業化したものであります。それと，地域の。

[「答えられなかったら結構ですよう，時間もだいぶ経過してますから」と呼ぶ者あり]

○管理者（今泉文彦君） 当組合の定めた地域，この地域においてし尿処理事業に対する住民の理解と認識を深め，そして生活環境をさらに素晴らしいものにしていくために，それぞれの地域のコミュニティを高めていくということを目的に条例を制定することです。

[「裁判勝ってからしろ」と呼ぶ者あり]

○管理者（今泉文彦君） 以上です。

○議長（関口忠男君） 以上で通告による質疑は終了いたしましたので，これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は挙手によりこれを許します。討論はございませんか。

7番、高野要君。

○7番（高野要君） ちょっとお待ちください。議案第5号湖北環境衛生組合自治振興助成金条例の制定について及び議案第1号平成30年度当初予算に反対の立場から討論いたします。議案第5号、この助成金については、交付対象としている地区の区長さん方より柏山プラントの建設時、平成16年に迷惑料として環境整備費、助成金が交付されておりますので、二重の交付となるような助成金は辞退する旨の意思が示されております。必要のない助成は受けられないということかと思えます。地元がそう言う中でこの条例及び予算が可決しても、交付することは出来ないわけであります。なぜなら該当者がいないでしょう、ということです。地域ではこのような子供だましのような、地域を愚弄する行為に憤りを隠せないようである。わずか50万円、それも3町内で、交付金であります。50万円の人根拠も分かりませんが、1番憎むことは地域住民への冒涇です。金で事を済まそうとする。人として最低ではありませんか。管理者はどれほど考えての交付か知りませんが、頭を下げてまで50万円に飛びつく住民がこの地にはいないことを信じております。私はこのような迷惑施設の地元協力者を逆なですのではなく、プラントを建設時15年前の原点に戻り、迷惑施設と施設の在り方を考え、今回のような目先だけの対応とも取れる中身の無いバラマキ、執行部案に反対いたすものであります。これまで約50年地域とともに続いてきた関係を原点に戻し、良好な関係が構築されますよう要望するものであります。議員各位におかれましては、私の支持に賛同され、本案に反対されまますようよろしくお願いいたします。

○議長（関口忠男君） 他に討論はございませんか。

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号・平成30年度湖北環境衛生組合一般会計予算についてを採決いたします。この採決は起立により行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関口忠男君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第2号・湖北環境衛生組合監査委員条例の全部を改正する条例を制定することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第3号・湖北環境衛生組合情報公開条例を制定することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第4号・湖北環境衛生組合個人情報保護条例を制定することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第5号・湖北環境衛生組合自治振興助成金条例を制定することについてを採決いたします。この採決は起立により行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関口忠男君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

日程第5 議員提出議案第1号

○議長（関口忠男君） 次に、日程第5、議員提出議案第1号・湖北環境衛生組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

直ちに、提案者から提案理由の説明を求めます。

6番、岡野孝男君。

○6番（岡野孝男君） それでは提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議員提出議案第1号・湖北環境衛生組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本件は、円滑な議会運営を図るため、現行の条例にない議会運営委員会の設置ができるよう改正するものでございます。

以上が、提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（関口忠男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑を行います。なお、本議案に対する質疑の通告はございませんでした。よって、以上で議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は挙手によりこれを許します。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。議員提出議案第1号・湖北環境衛生組合議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（関口忠男君） ただいま湖北環境衛生組合議会委員会条例の一部を改正する条例が可決成立いたしました。

お諮りいたします。この際、議会運営委員会委員の選任、及び議案第6号・湖北環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、日程を追加することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後4時35分休憩

午後4時37分再開

○議長（関口忠男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 議会運営委員会委員の選任

○議長（関口忠男君） 追加日程第1、議会運営委員会委員の選任を行います。

本件は、先ほど可決成立した湖北環境衛生組合議会委員会条例の一部を改正する条例に基づき議会運営委員会委員の選任を行うものです。委員は、同条例第3条の規定により、議長において指名いたします。

石岡市	石橋 保卓 君	かすみがうら市	来栖 丈治 君
小美玉市	笹目 雄一 君	土浦市	荒井 武 君

以上4名を選任いたします。選任された委員は、別室で委員会の開催をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時47分再開

○議長（関口忠男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会において、委員長に石橋保卓君、副委員長に来栖丈治君が互選されましたので報告いたします。

追加日程第2 議案第6号

○議長（関口忠男君） 追加日程第2、議案第6号・湖北環境衛生組合特別職の職員で非常勤の

ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者、今泉君。

○管理者（今泉文彦君） それでは提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第6号・湖北環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本件は、湖北環境衛生組合議会委員会条例の一部を改正し、議会運営委員会の設置に伴い、議会運営委員会開催時に費用弁償を支給できるよう改正するものでございます。

以上が、提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（関口忠男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑を行います。なお、本議案に対する質疑の通告はございませんでした。よって、以上で議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は挙手によりこれを許します。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。議案第6号・湖北環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第6 平成30年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査

○議長（関口忠男君） 次に、日程第6、平成30年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査を議題といたします。

お諮りいたします。本件を実施することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、本件は実施することに決しました。

さらにお諮りいたします。実施の時期、場所等につきましては、議長において決定させていただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日時、場所等が決定次第通知いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

○議長（関口忠男君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は議了いたしましたので、これをもって、平成30年第1回湖北環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦勞様でした。

午後 4 時 51 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 関 口 忠 男

署名議員 市 村 文 男

署名議員 篠 塚 昌 毅